

# 公開買付説明書の訂正事項分

平成26年11月

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング

(対象者：株式会社ウェブクルー)

## 公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング
【届出者の住所又は所在地】	東京都新宿区新宿五丁目17番18号
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿五丁目17番18号
【電話番号】	03-6233-0300
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 小林 寿之
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング （東京都新宿区新宿五丁目17番18号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ウェブクルーをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1【公開買付説明書の訂正の理由】

平成26年11月13日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び府令第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

## 2【訂正事項】

### 第1 公開買付要項

#### 6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### 第1【公開買付要項】

#### 6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

〔訂正前〕

(前略)

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成26年10月27日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。そして、平成26年11月4日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間は、排除措置命令の事前通知を受けることなく終了しております。

〔訂正後〕

(前略)

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成26年10月27日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。そして、平成26年11月4日付で公正取引委員会より30日の取得禁止期間を8日に短縮する旨の通知書を受領したため、平成26年11月4日の経過をもって、取得禁止期間は終了しております。また、平成26年11月4日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間は、排除措置命令の事前通知を受けることなく終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

〔訂正前〕

許可等の日付 平成26年11月4日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第506号

〔訂正後〕

許可等の日付 平成26年11月4日（排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第506号 （排除措置命令を行わない旨の通知）

公経企第507号（禁止期間の短縮の通知）

以上

# 公開買付説明書

平成26年11月

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング

(対象者：株式会社ウェブクルー)

## 公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング
【届出者の住所又は所在地】	東京都新宿区新宿五丁目17番18号
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿五丁目17番18号
【電話番号】	03-6233-0300
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 小林 寿之
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング (東京都新宿区新宿五丁目17番18号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ウェブクルーをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 目 次

頁

第1 公開買付要項	1
1. 対象者名	1
2. 買付け等をする株券等の種類	1
3. 買付け等の目的	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数	7
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合	11
6. 株券等の取得に関する許可等	12
7. 応募及び契約の解除の方法	13
8. 買付け等に要する資金	15
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況	16
10. 決済の方法	17
11. その他買付け等の条件及び方法	17
第2 公開買付者の状況	20
1. 会社の場合	20
2. 会社以外の団体の場合	21
3. 個人の場合	21
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況	22
1. 株券等の所有状況	22
2. 株券等の取引状況	27
3. 当該株券等に関して締結されている重要な契約	27
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約	27
第4 公開買付者と対象者との取引等	27
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容	27
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容	27
第5 対象者の状況	27
1. 最近3年間の損益状況等	27
2. 株価の状況	28
3. 株主の状況	28
4. 継続開示会社たる対象者に関する事項	29
5. 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等	29
6. その他	29
公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	31
対象者に係る主要な経営指標等の推移	36

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

株式会社ウェブクルー

### 2【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

① 平成18年3月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）

② 平成18年4月5日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

③ 平成24年7月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）

④ 平成26年2月7日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といい、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

(3) 新株予約権付社債

平成24年10月31日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）

### 3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、アウトバウンド型のテレマーケティングによる保険募集を主たる目的として平成11年12月に設立された会社であり、本書提出日現在、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）は所有していません。ただし、当社の親会社である株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）が、本書提出日現在、対象者株式を4,737,300株（所有割合（注）にして22.10%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において同様とします。））所有しており、対象者は当社の親会社である光通信の持分法適用関連会社です。

（注） 所有割合は、対象者が平成26年11月12日に公表した平成26年9月期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者平成26年9月期決算短信」という。）に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数（22,245,800株）から対象者平成26年9月期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者の所有する自己株式数（807,412株）を控除した数（21,438,388株）に占める割合をいいます。以下同じとします。

当社は、下記「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり、平成26年11月12日開催の当社臨時取締役会にて、当社と対象者及びその連結子会社（以下「対象者グループ」といいます。）との資本提携・業務提携関係を構築し、緊密な連携をとって事業展開することでシナジーを実現できるよう、対象者を子会社化することを目的として、対象者株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債を対象とした本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けは、対象者を子会社化することを目的としており、本公開買付けにおける買付予定数の下限を11,625,900株（所有割合にして54.23%）と設定しているため、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。一方で、当社は、応募を希望するすべての株主の皆様は株式売却の機会を確保するため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限

（11,625,900株）以上の場合は応募株券等の全部の買付け等を行いますが、当社は、本公開買付けによって対象者株式の上場廃止は企図していません（上場廃止となる可能性の有無については、下記「(4) 上場廃止となる見込みの有無について」をご参照ください。）。

また、当社は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の筆頭株主であり、対象者の代表取締役社長でもある渡邊久憲氏（以下「渡邊氏」といいます。）、当社の親会社で対象者の第2位株主である光通信、対象者の第3位株主であり、対象者の取締役副社長でもある青山浩氏（以下「青山氏」といいます。）との間で、平成26年11月12日付で渡邊氏が所有する対象者株式4,781,000株（所有割合にして22.30%）、光通信が所有する対象者株式4,737,300株（所有割合にして22.10%）、青山氏が所有する対象者株式2,107,600株（所有割合にして9.83%）の合計11,625,900株（所有割合にして54.23%。以下「本応募予定株式」と総称します。）を応募する旨の公開買付けへの応募に関する契約書（以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結しております。なお、渡邊氏については第6回新株予約権を3,170個保有しておりますが、当該新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、当該新株予約権の権利行使に係る条件として、当該新株予約権の行使時において、対象者又は対象者子会社の役員又は従業員等であることを要するとされているところ、渡邊氏は平成26年12月19日開催予定の対象者の第

15回定時株主総会の終結時をもって対象者の取締役を退任することが予定されており、渡邊氏は当該新株予約権を行使しないことを表明しているため、当該新株予約権については上記応募契約の対象とはしていません。他方、当社は、当社の形式的特別関係者であるSBIホールディングス株式会社（以下「SBI」といいます。）との間で、平成26年11月12日付で、SBIが所有する本新株予約権付社債の全てに関して、本公開買付けに応募しない旨の契約書（以下「本不応募契約」といいます。）を締結しております（詳細は、下記「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。なお、買付予定数の下限（11,625,900株）は、本応募予定株式の株式数となります。

また、対象者公表の平成26年11月12日付「株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者の取締役会は、下記「(2) ア 本公開買付けの目的及び背景」に記載している対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討を経て、公開買付者を戦略的事業パートナーとしながら、公開買付者の連結子会社として事業展開していくことにより、迅速な意思決定のもと、両者がより強固な事業連携を行うことが可能となり、今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断しているとのことです。また、公開買付者の意向、下記「(7) 公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の税理士法人ファザーズより取得した対象者の株式価値算定書、顧問弁護士からの、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程・方法、その他法的留意点に関する必要な法的助言を踏まえた上で、本公開買付価格である1株当たり705円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年11月11日の対象者株式の株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）における終値629円に対して12.08%、平成26年11月11日までの直近1ヶ月の終値単純平均値626円に対して12.62%、平成26年11月11日までの直近3ヶ月の終値単純平均値603円に対して16.92%、平成26年11月11日までの直近6ヶ月の終値単純平均値625円に対して12.80%のプレミアムを加えた金額であることも考慮し、公開買付者の有する社会的信用力と取引基盤を活用することが、対象者にとっての最善の選択であり、本公開買付けについて、対象者の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、少数株主を含む対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成26年11月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をしたとのことです。また、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその所有する対象者株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものであること、公開買付者によれば、本公開買付けにおいては、対象者株式の上場廃止を企図したものではありませんとのことです。買付けを行う株式等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における有価証券上場規程第603条に規定される東証マザーズの上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があるとのことです。対象者株式が上場廃止となった場合には、対象者株式は東京証券取引所において取引することができなくなります。なお、公開買付者としては、本公開買付けの結果、対象者株式が東証マザーズの上場廃止基準に関して猶予期間入りした場合には、全部取得条項付株式を用いた方法又はその他の方法により対象者を公開買付者の完全子会社とすることを予定しており、この際に、公開買付者以外を対象者の株主が受け取る対価は、本公開買付価格と同一の価格を基準とし、当該完全子会社化実施時点の対象者株式の時価も勘案した上、公正妥当と考える価格とする予定とのことを踏まえ、対象者取締役会は、買付価格は妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議しているとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、本新株予約権については、本新株予約権がストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において、対象者又は対象者子会社の役員又は従業員等であることを要するとされているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使できないことに鑑み、対象者は第三者算定機関に対して本新株予約権の価値算定を依頼しておらず、本新株予約権にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権の保有者の皆様に対しては、その保有する本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて、各自のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。本新株予約権付社債については、対象者は第三者算定機関に対して本新株予約権付社債の価値算定を依頼しておらず、本新株予約権付社債にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権付社債の保有者の皆様に対しては、その保有する本新株予約権付社債を本公開買付けに応募するか否かについて、各自のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

## (2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針

### ア 本公開買付けの目的及び背景

当社は、平成11年の設立以降、北海道、東北、北陸、関西、九州及び関東を中心に複数の拠点を構築し、当社から電話を発信するアウトバウンド型のコールセンターによる生命保険及び損害保険の通信販売網を拡大してまいりました。当社は、昨今の保険会社、金融庁等による保険代理店へのコンプライアンスや個人情報保護の要求レベルの高まりに対応することを重要な経営課題として捉え、高度な管理態勢の構築を行ってまいりました。ま

た、当社は、平成26年に東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）へ上場し、「お客様から絶大に支持される会社」を目指し適正な組織・態勢の維持に努めてまいりました。

一方、対象者は、平成11年に自動車保険一括見積りサイト「保険スクエア b a n g !」の運営を目的として設立されました。平成12年には保険代理店業務の運営を手がける、有限会社インシュアランススクエア・バン（現 株式会社損害保険見直し本舗）を設立、平成13年には生命保険代理店業務の運営を手がける、有限会社カスタマーズインシュアランスサービス（現 株式会社保険見直し本舗）を設立し、現在の事業基盤を築きました。平成16年には東証マザーズに株式上場を果たしており、「最適な選択肢を究極のタイミングで提供し、新しい発見と感動を創造し続ける会社」として、保険、生活、自動車、お金、教育、シニアと多様な分野でのEマーケットプレイス運営、及びそれに連動するリアル事業を展開し、消費者の生活に密着した有益な情報とサービスを提供しております。

平成26年9月下旬頃から、対象者の株主として、光通信が、光通信グループと対象会社グループとの事業提携を含めた企業価値向上の可能性について検討しました。同時期に、保険代理業を行っている当社と主要な事業が保険代理業である対象者との間で事業提携の可能性について検討するため、光通信より当社に対して対象者の代表取締役である渡邊氏を紹介されました。かかる紹介を受けて、当社と対象者との間で業務提携の検討をしたところ、より緊密な関係を構築することが両社の企業価値の向上が望ましいと考え、10月頃から資本業務提携の協議を行いました。

当社はこれまで、当社が強みを持っているテレマーケティングのチャンネル（アウトバウンド型のコールセンター）の拡大に経営資源を集中させる方針でありましたが、直接的にテレマーケティングに経営資源を投下するのみならず、テレマーケティングと親和性のあるチャンネルと緊密な連携をとることによって、当社のテレマーケティングの優位性をより高めることができると考えております。また、利用可能なチャンネルを増やすことは、長期的に市場環境の変化に適応するうえでも有効であると考えております。

当社としては、国内人口の減少により厳しさが増す保険事業において、両社の資本関係強化によりもたらされるシナジーの実現とその最大化のためには、可及的速やかに連結子会社化して資本関係強化を実施することが何よりも肝要と考えていることから、渡邊氏及び青山氏との間でその保有する対象者株式を取得することをそれぞれ合意し、加えて、対象者を当社の連結子会社とするために、当社より打診して光通信との間でもその保有する対象者株式を取得することを合意した上、平成26年11月12日開催の臨時取締役会において、本公開買付けの実施を決定するに至った次第です。

これにより、当社と対象者との間で事業・業務・経営面においても協力・連携体制の強化が図られ、相互の強みの相互活用・相乗効果によるシナジー効果を発揮することで当社及び対象者の企業価値向上ができると考えております。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者グループ及び公開買付者の属する保険代理店業界は、国内人口の減少により厳しい市場環境に置かれており、そのなかで競合他社との差別化を図り安定的に成長していくためには、多様化・高度化する顧客ニーズに対応しうる柔軟性及び機動力の獲得や、高度なコンプライアンス体制の構築が求められているとのことです。そのような環境のもと、対象者グループでは対面型保険代理店事業において店舗網の拡大とコンサルティング力の強化に注力する一方で、インターネット技術を駆使した集客ノウハウを活用し、生活サービス事業、車関連事業等にも事業領域を拡大してきたとのことです。また多様な情報を有する顧客データベースの構築と、それに連動するリアル事業の展開を経営戦略の支柱とすることにより、Eマーケットプレイス業界及び保険代理店業界において顧客及び株主等ステークホルダーから一定の評価を得ることができたとのことです。しかしながら、上記の柔軟性及び機動力を維持していくためには、事業領域や提供サービスの多様化に加え、保有する顧客データベースを高度に活用し、潜在的な収益機会を実現しうるマーケティングチャンネルの構築も不可欠と認識しているとのことです。対象者の対処すべき課題である①ウェブサイトとのシナジーを発揮し、高い集客が見込めるウェブサイトの構築及びリアルサービスの提供、②ウェブマーケティングによって得られた顧客との継続的な関係の構築、③リアル事業の強化とインターネット以外のプロモーションの連携、④対処すべきこれらの課題を実行していく上での人的基盤の拡充につきまして、出来るだけ短期間で課題を解決すると同時に、更なるシェア拡大のためには提供サービスの差別化が重要であると判断したとのことです。そこで、対象者は相互の既存事業にシナジー効果があり、さらに他社との差別化可能な提供サービスの開発を短期間で実現するための経営資源を有し、提供範囲を広げることができる顧客基盤をもつ企業と提携することが、対象者単独でのシェア拡大よりも、さらに大きなシェアを短期間で獲得することが可能と判断したとのことです。

また、このように、対象者グループを取り巻く環境や経営課題を総合的に勘案すると、対象者と公開買付者が関係強化を図る上で、対象者が当社の連結子会社になり、保険代理店業界における更なるシェア拡大と保有する顧客データベースの最大活用をともに目指していくことが、対象者の企業価値・株主価値の持続的な向上のために最善の選択であり、あらゆるステークホルダーの皆様のご期待にも沿うものであるとの認識に至ったとのことです。

## イ 本公開買付け成立後の経営方針

本公開買付けの成立により当社と対象者との資本関係の構築が実現した場合には、対象者との強固な資本関係の元に迅速な意思決定による事業推進を行い、また、双方の経営基盤、事業ノウハウを融合し、事業シナジーを最大化させることが、両社の企業価値向上にとって非常に有益であると考えております。具体的には、当社は対象者グループとの取引関係を強化し、保険代理店事業において、当社の通信販売チャンネルと対象者グループのリアル店舗、WEB販売チャンネルの特性を相互に補完し、取扱保険商品・流通チャンネルの多様性、規模において、高い優位性を発揮し、競争力の強化を積極的に推進してまいります。

### (i) 保険代理店事業の新規契約規模拡大による競争力の強化

当社と対象者グループとの資本業務提携により、生命保険及び損害保険の取り扱い新規契約規模が大幅に拡大することによって、保険会社の代理店手数料規定に謳われている代理店評価の維持向上につながることで予測され、結果的に、保険代理店手数料等の取引条件の向上が期待でき、競争力の強化が見込まれます。

### (ii) ノウハウの共有

当社が構築している高度なコンプライアンス態勢のノウハウを対象者グループへ共有することで、比較推奨販売などの来店型SHOPへの規制強化へ対応し、競合他社との差別化を図るべく、当社及び対象者グループとの間で最大限の協力体制を構築してまいります。

### (iii) 当社と対象者グループの保険代理店事業におけるシナジーの創出

対象者グループの保有する契約者へテレマーケティングによる保全及び追加営業を行うことで、顧客満足度を高め競合他社への流出抑止、及び契約者の継続率向上を図ります。

当社は、対象者との資本関係の構築を図ることで、当社の行うテレマーケティングチャンネルの強みである顧客の潜在的ニーズを掘り起こす開拓型営業と、対象者グループが行うリアル店舗、WEBチャンネルの強みであるマスマーケティングを利用した集客型営業によって、あらゆる顧客特性に対応した全方位型のチャンネル展開が実現し、対象者グループの保有する契約者へ当社コールセンターからアプローチを行うことで、集客型営業の課題であった追加営業を補完し、当社が架電を行う際、非対面型営業を希望されないお客様を店舗へ送客することで、非対面型営業の課題が補完できると考えております。上記項目を中心とした方針に基づき、両者の緊密な協力関係に基づく健全かつ効率的な経営を展開していきたいと考えており、人的側面において、対象者の代表取締役社長である渡邊氏及び対象者の取締役副社長である青山氏は対象者株式を売却する以上ガバナンス上退任するのが適切と判断した為、同取締役である渡邊通世氏及び同取締役である市原俊亮氏は、経営体制の変更に伴い、それぞれ自らの判断で退任する予定となりますが、当社から対象者に対し、取締役会の過半数となる数の取締役を派遣することを含み人的交流・連携を進める予定です。具体的には、平成26年12月19日に開催予定の対象者の第15回定時株主総会の終結時をもって、渡邊氏、青山氏、渡邊通世氏及び市原俊亮氏らは対象者の取締役を退任することが予定されており、平成26年11月12日開催の対象者の取締役会において、当社から派遣又は推薦する取締役5名を含む8名を取締役として選任することを内容とする取締役選任議案を当該定時株主総会において上程することが決議されております。

なお、上記のとおり、公開買付者が対象者取締役会の過半数となる数の取締役を派遣することになりますが、対象者プレスリリースによれば、対象者代表取締役は現対象者比較サイト事業の統轄最高責任者である藤島義琢氏が就任する予定であり、公開買付者から派遣又は推薦する取締役5名は全員、公開買付者の役職員（うち4名は常勤役職員、1名は社外取締役）であり、対象者では非常勤の取締役となるため、従前の経営方針どおり事業面の運営は事実上任されることになること、対象者子会社の取締役会も当面、現体制の取締役会メンバーが過半数となる予定であることを踏まえ、経営の独立性はある程度保たれるものと判断しているとのことです。

## ウ 当社における意思決定方法

当社は、当社の親会社である光通信が本公開買付けに応募する予定であることから、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除して公正性を担保し、光通信と当社の少数株主との間の利益相反を回避することを目的として、当社取締役である高橋正人氏は、光通信の執行役員を兼務しているため、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において光通信との協議・交渉にも参加しておりません。

なお、平成26年11月12日開催の当社取締役会において、高橋正人氏以外の全ての取締役及び光通信の従業員を兼務する森雄一郎氏以外の全ての監査役が出席の上、出席取締役の全員一致により本公開買付けを実施することを決議するとともに、出席監査役全員から、本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見が述べられております。

また、当社は、平成26年10月30日に、上記目的から、当社及び当社の親会社である光通信からの独立性が高い当社の社外取締役であり、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第436条の2に規定される独立役員である竹之内洋右氏（以下「竹之内氏」といいます。）に対して、本公開買付けが当社の少数株主にとって不利益であ

るか否か（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、本諮問事項に対する意見を対象者の取締役会に対して表明することを依頼しました。

竹之内氏は、当社から、本公開買付けの目的及び経緯、買付価格の算定方法その他の諸条件、本公開買付けに関する当社の意思決定における手続の適正性・公正性等についての説明を受けた上、本公開買付けを行うことの決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて検討を行いました。その結果として、当社は、平成26年11月12日に、竹之内氏から、本公開買付けの決定を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書の交付を受けております。当該意見書に関する詳細は下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(8) その他」の「② 支配株主との取引等に関する事項」をご参照ください。

### (3) 公開買付者における買付け等の価格の決定過程

公開買付者における株券等に係る各買付け等の価格の決定過程については下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」をご参照ください。

### (4) 上場廃止となる見込みの有無について

対象者は、本書提出日現在、対象者株式を東証マザーズに上場しております。本公開買付けにおいては、対象者株式の上場廃止を企図したものではありませんが、買付けを行う株式等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所における有価証券上場規程第603条に規定される以下の①から④までの東証マザーズの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。対象者株式が上場廃止となった場合には、対象者株式は東京証券取引所において取引することができなくなります。なお、当社としては、本公開買付けの結果、対象者株式が以下の①から④までの東証マザーズの上場廃止基準に関して猶予期間入りに至った場合には、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策を実施し上場を維持することが対象者の企業価値の維持に必要とまでは考えていないことから、当社を除く対象者の株主の換金方法を確保するため、全部取得条項付株式を用いた方法又はその他の方法により対象者を当社の完全子会社とすることを予定しております。この際に、当社以外を対象者の株主が受け取る対価は、本公開買付価格と同一の価格を基準とし、当該完全子会社化実施時点の対象者株式の時価も勘案した上、公正妥当と考える価格とする予定です。

- ① 上場会社の事業年度の末日における株主数が400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないとき
- ② 上場会社の事業年度の末日における流通株式の数（役員、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じ。）が2,000単位未満である場合において、1年以内に2,000単位以上とならないとき
- ③ 上場会社の事業年度の末日における流通株式時価総額（事業年度の末日における売買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。）が5億円未満である場合において、1年以内に5億円以上とならないとき
- ④ 上場会社の事業年度の末日における流通株式の数が上場株券等の数の5%未満である場合において、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第24条第1項に定める期間の末日のうちいずれか早い日までに東京証券取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しないとき

もっとも、当社は、当社と対象者との間の資本業務提携関係は本公開買付け後に新たに構築されるものであり、現時点では、今後、両社が独立した状態で関係の強化を図ることが望ましいと考えられることから、本公開買付けの結果、対象者株式が上記の①から④までの東証マザーズの上場廃止基準に関して猶予期間入りしない場合には、本公開買付終了後、直ちに対象者を完全子会社化することにより上場を廃止することは現時点では企図しておりません。

### (5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を当社の子会社とすることを目的として、本公開買付けによる売却を希望する対象者の株主の皆様へ売却の機会を提供するために買付予定数の上限を設定せず、本公開買付けを実施いたしますが、当社は、上記「(4) 上場廃止となる見込みの有無について」に記載の通り東証マザーズの上場廃止基準に従い猶予期間入りしない限り、本公開買付けにより対象者株式を上場廃止とすることを企図しておりません。よって、本公開買付けが成立した場合には、上記に記載の通り東証マザーズの上場廃止基準に従い猶予期間入りしたために対象者を完全子会社化する場合を除き、当社は、現時点において、対象者株式を追加で取得することを予定しておりません。もっとも、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外を対象者株主による対象者株式の所有状況、資本業務提携の進捗等によっては、将来において、対象者を完全子会社化するために対象者株式を追加で取得する可能性があります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、渡邊氏、光通信及び青山氏との間で、それぞれ平成26年11月12日付で本応募契約を締結しました。本応募契約において、当社は、渡邊氏、光通信及び青山氏との間で、①渡邊氏、光通信及び青山氏は本公開買付けの開始後2週間以内に本応募予定株式を本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨並びに②平成26年12月に開催予定の対象者の定時株主総会までに本公開買付けが開始されない場合又は本公開買付けが撤回された場合を除き、平成26年12月に開催予定の対象者の定時株主総会において、本公開買付けにおいて買付対象となる渡邊氏、光通信及び青山氏が所有する株式の議決権について、公開買付者の指示に従い議決権行使を行う旨を合意しております。他方、当社は、SBIとの間で、SBIが所有する本新株予約権付社債の全てに関して、平成26年11月12日付で本応募契約を締結しております。

(7) 公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付価格等の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施しました。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、対象者株式に係る本公開買付価格を決定するにあたり、当社、対象者及び光通信から独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプリーザル・ジャパン株式会社（以下「アメリカン・アプリーザル・ジャパン」といいます。）から平成26年11月11日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております。公開買付者における株券等に係る各買付け等の価格の決定過程については下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」をご参照ください。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、現在において公開買付者の連結子会社ではありませんが、公開買付者の親会社である光通信は、対象者株式4,737,300株（所有割合：22.10%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としていることから、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するために、以下の措置をとったとのことです。

対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である税理士法人ファザーズに対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成26年11月12日に税理士法人ファザーズから株式価値算定書を取得したとのことです。なお、税理士法人ファザーズは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。また、対象者は、税理士法人ファザーズから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

税理士法人ファザーズは、市場株価平均法、DCF法及び類似会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	603円から629円
DCF法	682円から727円
類似会社比較法	705円から739円

(i) 市場株価平均法

市場株価平均法では、算定基準日を平成26年11月11日として、東証マザーズにおける対象者株式の基準日終値（629円）、対象者株式過去1ヶ月間の終値の単純平均値（626円（小数点以下を四捨五入。以下終値の平均値の計算について同じ。））、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（603円）及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値（625円）をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を603円から629円までと算定しているとのことです。

(ii) DCF法

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年9月期業績予想値を採用し、当該数値が翌期以降も継続することを前提としている収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を682円から727円までと算定しているとのことです。

なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

(iii) 類似会社比較法

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者株式1株当たり株式価値を705円から739円までと算定しているとのことです。

なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権はストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、本新株予約権の行使時において、対象者又は対象者子会社の役員又は従業員等であることを要するとされているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使できないことに鑑み、対象者は第三者算定機関に対して本新株予約権の価値算定を依頼していないとのことです。また、本公開買付けの対象の本新株予約権付社債についても、対象者は第三者算定機関に対して本新株予約権の価値算定を依頼していないとのことです。

③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者プレスリリースによれば、平成26年11月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨、並びに本公開買付けに応募するか否かについては株主、本新株予約権保有者及び本新株予約権付社債保有者の皆様のご判断に委ねることを決議していますが、かかる決議については、渡邊氏及び青山氏が公開買付者と本応募契約を締結していることから、これらの2名が特別の利害関係を有するとの疑いを回避する観点から、まず、渡邊氏及び青山氏を除く3名の取締役により上記の決議を行い、さらに、渡邊氏及び青山氏を含む5名の取締役が審議及び決議に参加し、全員一致により上記の決議を行っているとのことです。

また、上記対象者取締役会には対象者監査役3名全員（社外監査役2名を含みます。）が審議に参加し、審議に参加した全ての監査役が、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年11月13日（木曜日）から平成26年12月18日（木曜日）まで（25営業日）
公告日	平成26年11月13日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成26年12月26日（金曜日）までとなります。

③ 【期間延長の確認連絡先】

連絡先 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング  
IR課  
03-6233-0352  
受付期間 月曜日から金曜日（祝日を除く。）9時00分～17時00分

## (2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金705円
新株予約権証券	第2回新株予約権 1個につき金171,000円 第3回新株予約権 1個につき金210,000円 第5回新株予約権 1個につき金14,700円 第6回新株予約権 1個につき金1円
新株予約権付社債券	本新株予約権付社債 1個(額面1億円)につき金99,295,725円
株券等信託受益証券 ( )	—
株券等預託証券 ( )	—
算定の基礎	<p>① 普通株式</p> <p>当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、対象者株式に係る本公開買付価格を決定するにあたり、当社、対象者及び光通信から独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプリーザル・ジャパンから平成26年11月11日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております。アメリカン・アプリーザル・ジャパンは、当社、対象者及び光通信の関連当事者には該当せず、当社、対象者及び光通信との間で重要な利害関係を有していません。なお、当社はアメリカン・アプリーザル・ジャパンから、本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していません。</p> <p>アメリカン・アプリーザル・ジャパンは、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式に係る株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価法 603円から629円 類似上場会社比較法 612円から1,079円 DCF法 625円から710円</p> <p>(i) 市場株価法 平成26年11月11日を基準日として、東証マザーズにおける対象者株式の基準日終値(629円)、過去1ヶ月間の終値の単純平均値(626円(小数点以下を四捨五入。以下終値の平均値の計算について同じ。))、過去3ヶ月間の終値の単純平均値(603円)及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値(625円)をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を603円から629円と算定しております。</p> <p>(ii) 類似上場会社比較法 対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値を612円から1,079円までと算定しております。</p>

(iii) DCF法

対象者の直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年9月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を625円から710円と算定しております。当社は、上記のアメリカン・アプレーザル・ジャパンから取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、当社と対象者グループの取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による対象者の業績向上への期待、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の市場株価の直近1ヶ月間の動向等を総合的に勘案した上、応募株主との間で協議・交渉を行った結果を受け、平成26年11月12日開催の取締役会において最終的に本公開買付け価格を705円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり705円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成26年11月11日の東証マザーズにおける対象者株式の終値629円に対して12.08%（小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアムの計算について同じ。）、過去1ヶ月間（平成26年10月14日から平成26年11月11日まで）の終値の単純平均値626円に対して12.62%、過去3ヶ月間（平成26年8月12日から平成26年11月11日まで）の終値の単純平均値603円に対して16.92%、過去6ヶ月間（平成26年5月12日から平成26年11月11日まで）の終値の単純平均値625円に対して12.80%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付け価格である1株当たり705円は、本書提出日の前営業日である平成26年11月12日の東証マザーズにおける対象者株式の終値637円に対して10.68%のプレミアムを加えた金額です。

② 新株予約権

第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第5回新株予約権については、いずれも本書提出日現在において行使価額が本公開買付け価格を下回っており、また、発行要項等において、かかる新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認を受けなければならないとされているところ、対象者の取締役会が、本公開買付けに対するかかる新株予約権の応募に伴う譲渡を承認する方針であることを確認しています。そこで、当社は、第2回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付け価格である705円と第2回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額420円との差額である285円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である600を乗じた金額である171,000円と、第3回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付け価格である705円と第3回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額355円との差額である350円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である600を乗じた金額である210,000円と、第5回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付け価格である705円と第5回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額558円との差額である147円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である14,700円と、それぞれ決定いたしました。

第6回新株予約権については、本書提出日現在において行使価額（796円）が本公開買付け価格（705円）を上回っているため、第6回新株予約権の1個当たりの買付け等の価格を1円と決定いたしました。

③ 新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の額面金額100,000,000円を本書提出日現在において有効な転換価額である710円で除した数（140,845株）（1株未満の端数切り捨て）に本公開買付け価格である705円を乗じた金額である99,295,725円を、本新株予約権付社債額面100,000,000円当たりの買付け等の価格とすることに決定いたしました。

なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権及び本新株予約権付社債の買付け等の価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書等を取得しておりません。

算定の経緯	<p>当社は、平成26年10月頃から、当社と対象者との間で業務提携の検討をしたところ、より緊密な関係を構築することが両社の企業価値の向上に望ましいと考え、資本業務提携の協議を行いました。当社としては、国内人口の減少により厳しさが増す保険事業において、両社の資本関係強化によりもたらされるシナジーの実現とその最大化のためには、可及的速やかに連結子会社化して資本関係強化を実施することが何よりも肝要と考えていることから、平成26年11月12日開催の臨時取締役会において、本公開買付けの実施を決定するに至った次第です。</p> <p>(算定の際に意見を聴取した第三者の名称)</p> <p>当社は、本公開買付けの公正性を担保することを目的として、対象者株式に係る本公開買付け価格を決定するにあたり、当社、対象者及び光通信から独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプレーザル・ジャパンから平成26年11月11日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております。アメリカン・アプレーザル・ジャパンは、当社、対象者及び光通信の関連当事者には該当せず、当社、対象者及び光通信との間で重要な利害関係を有しておりません。なお、当社はアメリカン・アプレーザル・ジャパンから、本公開買付けの公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。</p> <p>(当該意見の概要)</p> <p>株式価値算定書の詳細については、上記「算定の基礎」をご参照ください。</p> <p>(第三者の意見を踏まえて買付け価格を決定するに至った経緯)</p> <p>当社は、アメリカン・アプレーザル・ジャパンから取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、当社と対象者グループの取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による対象者の業績向上への期待、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の市場株価の直近1ヶ月間の動向等を総合的に勘案した上、応募株主との間で協議・交渉を行った結果を受け、平成26年11月12日開催の取締役会において最終的に本公開買付け価格を705円とすることに決定いたしました。</p> <p>また、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権及び本新株予約権付社債の買付け等の価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書等を取得していませんが、上記「算定の基礎」記載のとおり、第2回新株予約権1個につき金171,000円、第3回新株予約権1個につき金210,000円、第5回新株予約権1個につき金14,700円、第6回新株予約権1個につき金1円及び本新株予約権付社債1個（額面1億円）につき金99,295,725円とすることに決定いたしました。</p>
-------	--

(3) 【買付け予定の株券等の数】

買付け予定数	買付け予定数の下限	買付け予定数の上限
25,152,863 (株)	11,625,900 (株)	— (株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付け予定数の下限（11,625,900株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。
- (注2) 本公開買付けにおいては買付け予定数の上限を設定していないため、「買付け予定数」は本公開買付けにより当社が取得する可能性のある最大数（25,152,863株）を記載しております。当該最大数は、対象者平成26年9月期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数（22,245,800株）に、(i)対象者が平成25年12月24日付で提出した第14期有価証券報告書に記載された平成25年11月30日現在の全ての新株予約権（平成25年12月1日から平成26年9月30日までに行使された又は失効した新株予約権（対象者によれば、第2回新株予約権143個、第3回新株予約権1,400個及び第4回新株予約権600個とのことです。）を除きます。）の目的となる株式の数の合計数（803,800株）、(ii)対象者が平成26年5月12日付で提出した第15期第2四半期報告書に記載された平成26年2月24日発行に係る第6回新株予約権（平成26年2月24日から平成26年9月30日までに行使された又は失効した第6回新株予約権（対象者によれば20個とのことです。）を除きます。）の目的である対象者株式の数（798,000株）及び(iii)対象者が平成25年12月24日付で提出した第14期有価証券報告書に記載された平成25年11月30日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である対象者株式の数（2,112,675株）を加算した数（25,960,275株）から、対象者平成26年9月期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者の所有する自己株式数（807,412株）を控除した株式数（25,152,863株）です。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 公開買付け期間の末日までに、対象者の新株予約権及び新株予約権付社債に係る新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者株式も本公開買付けの買付け等の対象となります。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）	251,528
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	37,144
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年11月13日現在）（個）（d）	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（f）	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年11月13日現在）（個）（g）	140,555
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）	24,296
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（i）	—
対象者の総株主等の議決権の数（平成26年3月31日現在）（個）（j）	205,661
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合（a/j）（%）	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 （(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100）（%）	100.00

（注1） 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）」は、本公開買付けにおける買付予定数（25,152,863株）に係る議決権の数を記載しております。

（注2） 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、（i）対象者が平成25年12月24日付で提出した第14期有価証券報告書に記載された平成25年11月30日現在の全ての新株予約権（平成25年12月1日から平成26年9月30日までに行使された又は失効した新株予約権（対象者によれば、第2回新株予約権143個、第3回新株予約権1,400個及び第4回新株予約権600個とのことです。）を除きます。）の目的となる株式の数の合計数（803,800株）、（ii）対象者が平成26年5月12日付で提出した第15期第2四半期報告書に記載された平成26年2月24日発行に係る第6回新株予約権（平成26年2月24日から平成26年9月30日までに行使された又は失効した第6回新株予約権（対象者によれば20個とのことです。）を除きます。）の目的である対象者株式の数（798,000株）及び（iii）対象者が平成25年12月24日付で提出した第14期有価証券報告書に記載された平成25年11月30日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である対象者株式の数（2,112,675株）を合計した対象者株式の数（3,714,475株）の議決権の合計（37,144個）を記載しております。

（注3） 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年11月13日現在）（個）（g）」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

（注4） 本公開買付けにおいては、各特別関係者の所有株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年11月13日現在）（個）（g）」は分子に加算しておりません。また、「gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）」は、本公開買付けにおいては全て「aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）」に含まれているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）」は分母に加算しておりません。

（注5） 「gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権のうち、特別関係者が所有する本新株予約権（ただし、小規模所有者が所有する本新株予約権を除きます。）の目的となる対象者株式（317,000株）及び本新株予約権付社債に付された新株予約権（15個）の目的となる対象者株式（2,112,675株）に係る議決権数の合計を記載しております。

- (注6) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成26年8月11日付で提出した第15期第3四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、対象者株式(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)、本新株予約権及び本新株予約権付社債を公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者平成26年9月期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数(22,245,800株)に、(i)対象者が平成25年12月24日付で提出した第14期有価証券報告書に記載された平成25年11月30日現在の全ての新株予約権(平成25年12月1日から平成26年9月30日までに行使された又は失効した新株予約権(対象者によれば、第2回新株予約権143個、第3回新株予約権1,400個及び第4回新株予約権600個とのことです。))を除きます。)の目的となる株式の数の合計数(803,800株)、(ii)対象者が平成26年5月12日付で提出した第15期第2四半期報告書に記載された平成26年2月24日発行に係る第6回新株予約権(平成26年2月24日から平成26年9月30日までに行使された又は失効した第6回新株予約権(対象者によれば20個とのことです。))を除きます。)の目的である対象者株式の数(798,000株)及び(iii)対象者が平成25年12月24日付で提出した第14期有価証券報告書に記載された平成25年11月30日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権(15個)の目的である対象者株式の数(2,112,675株)を加算した数(25,960,275株)から、対象者平成26年9月期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者の所有する自己株式数(807,412株)を控除した株式数(25,152,863株)に係る議決権数(251,528個)を分母として計算しております。
- (注7) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

### (1)【株券等の種類】

普通株式

### (2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本件株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは対象者株式を取得することはできません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則1号)第9条)。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成26年10月27日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。そして、平成26年11月4日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間は、排除措置命令の事前通知を受けることなく終了しております。

### (3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成26年11月4日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第506号

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

#### ① 公開買付代理人

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

- ② 本公開買付けに応募しようとする対象者の株主（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人のホームページ（<http://www.sbisec.co.jp>）画面から公開買付応募申込書をご請求頂き、当社から発送した「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付代理人までご返送頂き申込む方法、又は所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間の末日の午後3時まで公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマナープラザ株式会社の各部支店（注1）（場所等の詳細は公開買付代理人のホームページ（<http://www.sbisec.co.jp>）をご参照いただくか、公開買付代理人までご連絡のうえご確認ください。以下同様とします。）において申し込む方法にて、応募を行ってください。

なお、応募の際には、本人確認書類が必要となる場合があります（注2）（公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマナープラザ株式会社の各部支店にて申し込む場合、応募株主等は、応募の際に、「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。なお、公開買付応募申込書を郵送される場合、下記③に記載する公開買付代理人に開設した応募株主口座へ応募株券等の振替手続を完了した上で、公開買付応募申込書が、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマナープラザ株式会社の各部支店に公開買付期間の末日の午後3時までに到達するよう応募を行ってください。）。

- ③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の証券取引口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。
- ④ 公開買付期間の末日までに、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象とします。
- ⑤ 本公開買付けにおいて、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。
- ⑥ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要となります。
- ⑦ 本新株予約権の応募に際しては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権には譲渡制限が付されていますので、対象者の取締役会決議により必要な手続を行った上で新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」をご提出下さい。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」をご提出下さい。さらに、公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類もご提出下さい。
- ⑧ 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の応募に際しては、「公開買付応募申込書」とともに、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」をご提出下さい。また、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債権者であることの確認書類として、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債権者の請求により対象者により発行される「第1回無担保転換社債型新株予約権原簿記載事項を記載した書面」をご提出下さい。さらに、公開買付けの成立を条件とする第1回無担保転換社債型新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類もご提出下さい。
- ⑨ 外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの写しをご提出いただきます）。また、本人確認書類（注2）をご提出いただく必要があります。
- ⑩ 日本の居住者である個人株主の場合、買い付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注3）。
- ⑪ 応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します（インターネット経由で応募された応募株主等に対しても、受付票の交付は応募画面上の表示ではなく、郵送により交付します。）。
- ⑫ 対象者の特別口座の口座管理機関（みずほ信託銀行株式会社）に開設された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。この場合、当該特別口座に記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人の応募株主等口座へ振替手続をお取りいただく必要があります。なお、特別口座の口座管理機関に開設された特別口座から、公開買付代理人の応募株主等口座に株券等の記録を振替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

(注1) 公開買付代理人の営業所、公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店は次のとおりとなります。

公開買付代理人の営業所

大阪営業所 名古屋営業所 福岡営業所

なお、公開買付代理人の営業所は、SBIマネープラザ株式会社の支店（大阪支店、名古屋支店、福岡中央支店）に併設されております。

公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店

函館支店 酒田支店 会津支店 熊谷中央支店 宇都宮中央支店 佐原支店 下北沢支店 新宿中央支店 池袋支店 秋葉原支店 多摩桜ヶ丘支店 青梅支店 上大岡支店 平塚支店 松本支店 伊那支店 名古屋支店 大阪支店 伊丹支店 樫原支店 福岡中央支店 鹿児島中央支店

(注2) 本人確認書類について

公開買付代理人である株式会社SBI証券において新規に証券取引口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要となります。詳しくは、公開買付代理人のホームページ (<http://www.sbisec.co.jp>)、又は公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店にてご確認ください。

個人・・・・・・・・・・運転免許証、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書、各種健康保険証、各種年金手帳、在留カード、特別永住者証明書のいずれか（いずれも原則として原本。氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行後6ヶ月以内に作成のもの、また有効期限のあるものはその期限内のもの。インターネットで口座開設する場合にはコピーでも可。）

法人・・・・・・・・・・①登記事項証明書及び印鑑証明書（両方の原本。発行後6ヶ月以内に作成のもの）  
②法人自体の本人確認に加え、代表者及び代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主等・・外国人（居住者を除きます。）、又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付代理人にお早目にご相談ください。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

## (2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合には、公開買付期間の末日の午後3時まで、公開買付代理人のカスタマーサービスセンター（電話番号：0120-104-214 携帯電話・PHSからは03-5562-7530）までご連絡頂き、解除手続を行ってください。

また、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店経由（対面取引口座）で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午後3時まで、下記に指定する者の本店又は営業所、下記に指定する者の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店に対し、公開買付期間の末日の午後3時までには到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

（その他の株式会社SBI証券の営業所、又は株式会社SBI証券の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

## 8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	16,243,332,540
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	30,000,000
その他(c)	3,344,000
合計(a)+(b)+(c)	16,276,676,540

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(25,152,863株)から当社の形式的特別関係者であるSBIとの間で応募契約により本公開買付けに応募しないことに合意している本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である対象者株式の数(2,112,675株)を控除した株式数23,040,188株に本公開買付価格(705円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付けの終了まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	627,568
普通預金	7,053,282
計(a)	7,680,851

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	銀行	株式会社みずほ銀行 （東京都千代田区大手町 一丁目5番5号）	買付け等に要する資金に充当する ための借入れ（注） タームローン 担保：無担保 弁済期：平成27年11月30日（一括 弁済） 金利：全銀協日本円TIBORに 基づく変動金利	10,000,000
計(b)				10,000,000

（注） 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から10,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。なお、当該融資実行の前提条件として、融資契約書において、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

17,680,851千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10【決済の方法】

### (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

### (2)【決済の開始日】

平成26年12月26日（金曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、決済の開始日は平成27年1月7日（水曜日）となります。

### (3)【決済の方法】

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

### (4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けなかったこととなった場合には、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債については、その応募に際して提出された書類（前記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」⑦及び⑧に記載した書類）を応募株主等の住所（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）へ郵送により返還します。

## 11【その他買付け等の条件及び方法】

### (1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付け予定数の下限（11,625,900株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付け予定数の下限（11,625,900株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### (3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載の内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。本公開買付けにおいては、上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は、公開買付者及び公開買付代理人に対し、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

- ・ 応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと
- ・ 応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと
- ・ 本公開買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと
- ・ 他の者の裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）

② 支配株主との取引等に関する事項

イ 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本公開買付けにおいては、光通信がその保有する4,737,300株（所有割合にして22.10%）を応募することを予定しており、光通信は、当社発行済株式総数の69.00%を所有している親会社であることから、本公開買付けによる同社からの対象者株式の取得は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との重要な取引等に該当します。

当社が平成26年7月2日に開示いたしましたコーポレート・ガバナンス報告書においては「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、主要株主と取引を行う際は、少数株主の

権利を不当に害することのないよう、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を検討のうえ取引実行の是非を決定する等、少数株主の権利を害することのないよう適切に対応する方針である旨を記載しております。

当社は、下記ロ記載のとおり、本公開買付けについて、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を検討し、本公開買付けの実施の決定をしております。したがって、本公開買付けは、上記の当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

ロ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、当社の親会社である光通信が本公開買付けに応募する予定であることから、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除して公正性を担保し、光通信と当社の少数株主との間の利益相反を回避することを目的として、当社取締役である高橋正人氏は、光通信の執行役員を兼務しているため、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において光通信との協議・交渉にも参加しておりません。

なお、平成26年11月12日開催の当社取締役会において、高橋正人氏以外の全ての取締役及び光通信の従業員を兼務する森雄一郎氏以外の全ての監査役が出席の上、出席取締役の全員一致により本公開買付けを実施することを決議するとともに、出席監査役全員から、本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見が述べられております。

また、当社は、本公開買付けの公正性を担保することを目的として、対象者株式に係る本公開買付け価格を決定するにあたり、当社、対象者及び光通信から独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプレーザル・ジャパンから平成26年11月11日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております。アメリカン・アプレーザル・ジャパンは、当社、対象者及び光通信の関連当事者には該当せず、当社、対象者及び光通信との間で重要な利害関係を有しておりません。

当社は、上記のアメリカン・アプレーザル・ジャパンから取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、当社と対象者グループの取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による対象者の業績向上への期待、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の市場株価の直近1ヶ月間の動向等を総合的に勘案した上、応募株主との間で協議・交渉を行った結果を受け、平成26年11月12日開催の取締役会において最終的に本公開買付け価格を705円とすることに決定いたしました。

ハ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、平成26年10月30日に、当社の親会社である光通信が本公開買付けに応募する予定であることから、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除して公正性を担保し、光通信と当社の少数株主との間の利益相反を回避することを目的とし、当社及び当社の親会社である光通信からの独立性が高い当社の社外取締役であり、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第436条の2に規定される独立役員である竹之内氏に対して、本公開買付けが当社の少数株主にとって不利益であるか否かについて諮問し、本諮問事項に対する意見を当社の取締役会に対して表明することを依頼しました。

竹之内氏は、当社から、本公開買付けの目的及び経緯、買付け価格の算定方法その他の諸条件、本公開買付けに関する当社の意思決定における手続の適正性・公正性等についての説明を受けた上、本公開買付けを行うことの決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて検討を行いました。その結果として、当社は、平成26年11月12日に、竹之内氏から、当社による本公開買付けに関する説明を前提とすれば、①対象会社グループとの協力・連携体制の構築によるシナジー効果の発揮という本公開買付けの目的は正当なものであること、②本公開買付けに係る交渉過程の手続きにおいては、当社の支配株主である光通信と当社の少数株主の利益相反を回避し、本公開買付けの公正性を担保するための一定の措置が採られていること、③本公開買付けにおける買付け価格は、その算定の経緯及び根拠等に鑑み、合理的なものであること、及び④本公開買付けは当社の企業価値の向上につながると見込まれることが認められることから、当社が本公開買付けの決定を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書の交付を受けております。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

##### ①【会社の沿革】

##### ②【会社の目的及び事業の内容】

##### ③【資本金の額及び発行済株式の総数】

##### ④【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

##### ⑤【役員職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
計					—

#### (2)【経理の状況】

##### ①【貸借対照表】

##### ②【損益計算書】

##### ③【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成26年6月30日関東財務局長に提出

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）平成26年11月7日関東財務局長に提出

ハ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング

（東京都新宿区新宿五丁目17番18号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	116,260 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	3,170	—	—
新株予約権付社債券	21,126	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	140,556	—	—
所有株券等の合計数	140,556	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(24,296)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権1個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年11月13日現在)(個)(g)」に含めておりません。

##### (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

## (3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成26年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	116,260 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	3,170	—	—
新株予約権付社債券	21,126	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	140,556	—	—
所有株券等の合計数	140,556	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(24,296)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権1個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年11月13日現在）（個）(g)」に含めておりません。

## (4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

## ① 【特別関係者】

(平成26年11月13日現在)

氏名又は名称	株式会社光通信
住所又は所在地	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号
職業又は事業の内容	移動体通信事業、OA機器販売事業、固定回線取次事業、法人向け携帯電話販売事業、インターネット関連事業、保険代理店事業、ビジネスソリューション事業
連絡先	連絡者 株式会社光通信 連絡場所 東京都豊島区西池袋1丁目4番10号 電話番号 03-5951-3718
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人

(平成26年11月13日現在)

氏名又は名称	玉村 剛史
住所又は所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号（株式会社光通信の所在地）
職業又は事業の内容	株式会社光通信 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社光通信 連絡場所 東京都豊島区西池袋1丁目4番10号 電話番号 03-5951-3718
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年11月13日現在)

氏名又は名称	S B I ホールディングス株式会社
住所又は所在地	東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー19階
職業又は事業の内容	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等
連絡先	連絡者 S B I ホールディングス株式会社 財務部 田中 孝広 連絡場所 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー19階 電話番号 03-6229-2175
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人

(平成26年11月13日現在)

氏名又は名称	渡邊 久憲
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー13階 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ウェブクルー 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社ウェブクルー 連絡場所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー13階 電話番号 03-5789-1220
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して議決権を行使することを合意している者

(平成26年11月13日現在)

氏名又は名称	青山 浩
住所又は所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー13階 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ウェブクルー 取締役副社長
連絡先	連絡者 株式会社ウェブクルー 連絡場所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー13階 電話番号 03-5789-1220
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して議決権を行使することを合意している者

②【所有株券等の数】

株式会社光通信

(平成26年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	47,373 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	47,373	—	—
所有株券等の合計数	47,373	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

玉村 剛史

(平成26年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	1	—	—
所有株券等の合計数	1	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 玉村剛史氏は、小規模所有者に該当いたしますので、玉村剛史氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等の数(平成26年11月13日現在) (個)(g)」に含めておりません。

(平成26年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	— (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	21,126	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	21,126	—	—
所有株券等の合計数	21,126	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(21,126)	—	—

渡邊 久憲

(平成26年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	47,810 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	3,170	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	50,980	—	—
所有株券等の合計数	50,980	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(3,170)	—	—

青山 浩

(平成26年11月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	21,076 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	21,076	—	—
所有株券等の合計数	21,076	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

## 2【株券等の取引状況】

### (1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

## 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

当社は、渡邊氏、光通信及び青山氏との間で、それぞれ平成26年11月12日付で本応募契約を締結しました。本応募契約において、当社は、渡邊氏、光通信及び青山氏との間で、①渡邊氏、光通信及び青山氏は本公開買付けの開始後2週間以内に本応募予定株式を本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨並びに②平成26年12月に開催予定の対象者の定時株主総会までに本公開買付けが開始されない場合又は本公開買付けが撤回された場合を除き、平成26年12月19日に開催予定の対象者の定時株主総会において、本公開買付けにおいて買付対象となる渡邊氏、光通信及び青山氏が所有する株式の議決権について、公開買付者の指示に基づき議決権行使を行う旨を合意しております。他方、当社は、SBIとの間で、SBIが所有する本新株予約権付社債の全てに関して、平成26年11月12日付で本応募契約を締結しております。

## 4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年11月12日、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様判断に委ねる旨の意見を表明することも併せて決議したとのことです。かかる取締役会決議の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」をご参照ください。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

## 2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 マザーズ						
月別	平成26年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高株価	725	710	673	634	628	647	660
最低株価	564	635	610	522	547	580	620

(注) 平成26年11月は、同月12日までの株価について記載しています。

## 3 【株主の状況】

### (1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	
所有株式数 (単位)	—	—	—	—	—	—	—	—	
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	—	—	—	—	—	

### (2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

#### ① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

#### ② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

#### 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

##### (1) 【対象者が提出した書類】

###### ① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）平成24年12月25日関東財務局長に提出  
事業年度 第14期（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）平成25年12月24日関東財務局長に提出

###### ② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第3四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）平成26年8月11日関東財務局長に提出

###### ③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

###### ④ 【訂正報告書】

訂正報告書（上記①記載の第14期有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年3月28日に関東財務局長に提出

##### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ウェブクルー

（東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー13階）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

#### 5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

#### 6 【その他】

##### (1) 平成26年9月期決算短信の公表

対象者は、平成26年11月12日、対象者平成26年9月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

###### ① 損益の状況（連結）

決算年月	平成26年9月期
売上高	21,338,030千円
売上原価	5,291,511千円
販売費及び一般管理費	14,452,413千円
営業外収益	119,195千円
営業外費用	71,366千円
当期純利益（当期純損失）	843,122千円

###### ② 1株当たりの状況（連結）

決算年月	平成26年9月期
1株当たり当期純損益	40.73円
1株当たり配当額	20.00円
1株当たり純資産額	241.35円

(2) 連結子会社の異動（第三者割当増資）の公表

対象者は、平成26年11月12日、「子会社の第三者割当増資に伴う子会社の異動に関するお知らせ」を公表しています。当該公表によれば、対象者は、平成26年11月12日開催の取締役会において、対象者が50.00%出資する連結子会社である株式会社アガスタ（以下「アガスタ」といいます。）が株式会社カーチスホールディングス（以下「カーチスホールディングス」といいます。）を引き受け先とし、平成26年11月13日を払込期日として、第三者割当増資による株式発行を行うことを決議したとのことです。アガスタによるカーチスホールディングスを引き受け先とする第三者割当増資が実施された場合、対象者のアガスタ株式の所有割合は50.00%から33.33%に低下し、アガスタは対象者の連結子会社から持分法適用会社に異動するとのことです。なお、上記は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

(3) 代表取締役及び取締役の異動の公表

対象者は、平成26年11月12日、「代表取締役及び取締役の異動に関するお知らせ」を公表しています。当該公表によれば、対象者は、平成26年11月12日開催の取締役会において、平成26年12月19日開催予定の第15期定時株主総会及びその終了後に開催される取締役会にて、代表取締役については現任の渡邊久憲氏が退任し、新たに藤島義琢氏を就任させ、取締役については、現任の渡邊久憲氏、青山浩氏、市原俊亮氏が退任し、新たに藤島義琢氏、松島宇之氏並びに公開買付者から派遣される山岸英樹氏、山縣正則氏、高橋正人氏、中西渉氏及び川崎雄二氏を候補者とすることを決定したとのことです。なお、上記は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

## 【公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移】

### 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング）、関連会社1社により構成されており、保険代理店事業及び保険募集人派遣事業を主たる業務としております。

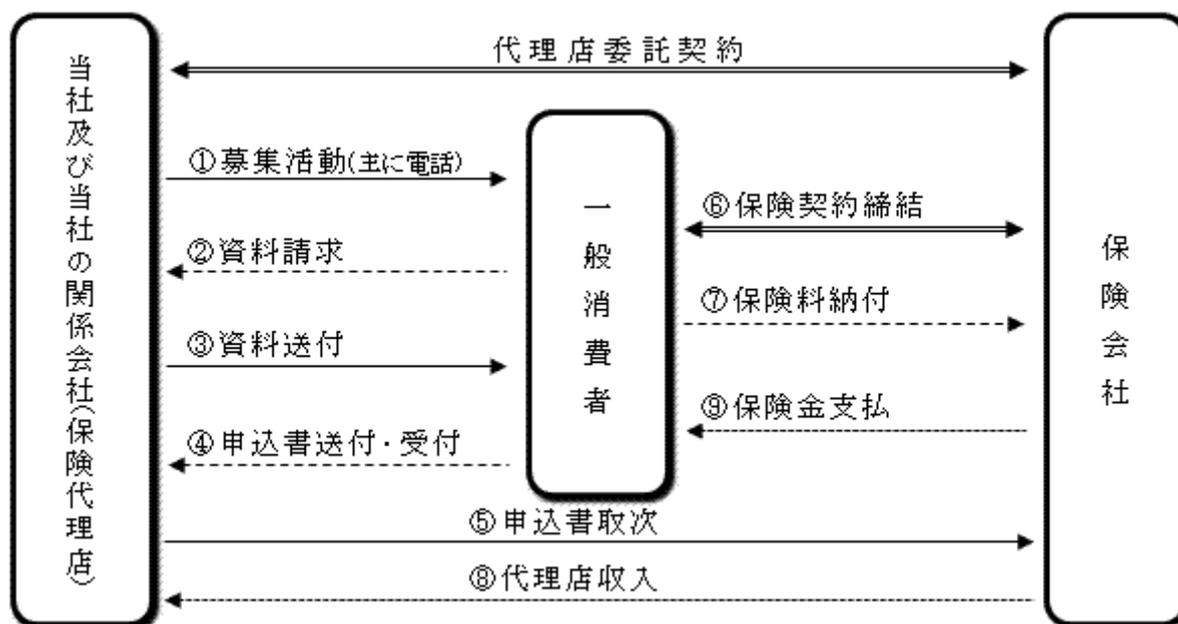
当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

#### (1)代理店事業

当社グループは、一般消費者を対象者として、生命保険及び損害保険にかかる保険代理店事業を営んでおります。

当社グループは、北海道、東北、北陸、関西、九州及び関東を中心に複数の拠点を有し、当社グループから電話を発信するアウトバウンド型のコールセンターを運営し、テレマーケティングによる保険募集を行っております。当社グループは、「医療保険」、「がん保険」などの、人が疾病や障害の治療を受けたことやそれらを原因とする人の状態などを事由として保険金を支払う保険、いわゆる「第三分野」(※)に属する保険商品を主な商材として取り扱っております。平成26年3月末日現在において合計29社の保険会社と保険代理店委託契約を締結しております。

※ 「第三分野」とは、生命保険の固有分野（「第一分野」；年金保険、死亡保険等の生存又は死亡に関して保険金を支払われる保険）と損害保険の固有分野（「第二分野」；火災保険、自動車保険等の偶発事故により生じる損害を填補するための保険）のいずれにも属しないとされてきた傷害・疾病・介護に関する分野を指します。



①募集活動…主にホームページ、過去に保険を契約頂いた一般消費者リスト、過去に資料請求を頂いた一般消費者リスト等で構成される顧客リストをもとに独自の販売システム（コール管理システム）を構築して、電話による保険募集活動を行っております。リストの内容に応じて、プロモーション計画を作成します。

②資料請求…希望する保険商品を確認し、資料の請求を受け付けます。

③資料送付…ご希望された保険商品の資料とその他必要資料を送付します。

④申込書送付・受付…保険契約締結を希望する一般消費者から資料が到着します。

⑤申込書取次…到着した資料を当社及び当社の関係会社にて不備の有無等を確認し、保険会社に提出します。

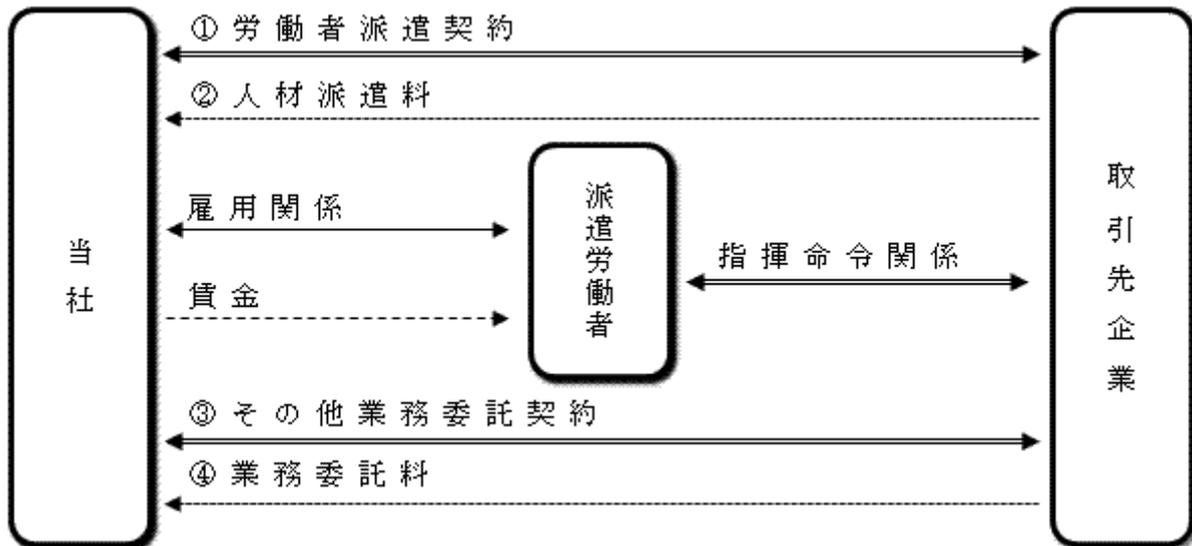
⑥保険契約締結…保険会社と一般消費者の間で保険契約が締結されます。

⑦保険料納付…1回目の保険料が保険会社に支払われ、保険契約が成立します。

⑧代理店収入…保険の取次業務や保険料に応じた代理店収入が保険会社から当社及び当社の関係会社に支払われます。

(2) 派遣事業

当社は、保険代理店事業によって蓄積されたノウハウを基に、保険契約の取次業務を行っている代理店のニーズに沿った人員を派遣する事業を営んでおります。なお、当社では、社内で研修を行った従業員を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、派遣法という）第40条の2第1項第1号に基づく派遣法施行令第5条第8号（テレマーケティング営業関係）に該当する専門性の高い業務等を主な業務内容として、派遣先企業に派遣しております。また、人材の派遣のみならず、電話により保険の募集勧誘を行うテレマーケティング手法に用いるシステム利用のアドバイスや派遣先企業への研修、保険代理店業務に関するコンサルティング等を行う場合もあります。当社が現在までに培ってきたコンプライアンス体制が派遣先企業に評価されており、大手金融機関、地方銀行、信用金庫、カード信販会社等が主な取引先となっております。



- ①労働者派遣契約…当社が雇用する従業員を派遣先企業に派遣し、当該従業員は、派遣先の指揮命令を受けて、派遣先企業のために労働に従事します。
- ②人材派遣料…派遣した人材に応じた派遣料が派遣先企業から支払われます。
- ③その他業務委託契約…派遣先企業から業務委託の要望があった場合、当社は、派遣先企業の指示に従い、派遣先企業の保険代理店事業に関する顧客情報の加工・検証・管理並びに定期報告・派遣先企業と派遣先企業の顧客との通話内容の確認及び報告に関する業務を行います。
- ④業務委託料…派遣先企業との交渉により決定した業務委託料が派遣先企業から支払われます。

## 【主要な経営指標等の推移】

### (1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
売上高 (千円)	—	—	9,306,783	9,012,573	—
経常利益 (千円)	—	—	1,398,432	1,558,645	—
当期純利益 (千円)	—	—	775,021	952,244	—
包括利益 (千円)	—	—	732,991	1,029,223	—
純資産額 (千円)	—	—	5,181,290	6,010,512	—
総資産額 (千円)	—	—	6,600,179	7,438,692	—
1株当たり純資産額 (円)	—	—	813.52	943.71	—
1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	94.44	149.51	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	78.5	80.8	—
自己資本利益率 (%)	—	—	14.6	17.0	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	1,129,481	1,007,499	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△365,487	76,872	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△956,418	△207,120	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	4,371,549	5,248,801	—
従業員数 (人)	—	—	950	967	—
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(906)	(817)	(—)

(注) 1. 売上高には、消費税は含まれておりません。

2. 第13期より連結財務諸表を作成しているため、第12期以前については記載しておりません。

3. 当社は平成25年6月1日付で連結子会社であった㈱ライフパートナーを吸収合併したため、第15期より連結財務諸表を作成しておりません。従って、第15期の連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。

6. 平成25年4月1日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行いました。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## (2) 公開買付者の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
売上高 (千円)	9,099,646	8,178,934	8,446,989	7,799,127	10,413,967
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△942,502	1,396,916	1,344,451	1,539,783	2,238,678
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△1,211,983	797,496	723,397	931,225	1,342,456
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,596,465	2,237,667	2,237,667	2,237,667	2,237,667
発行済株式総数					
普通株式 (株)	2,030	1,486	2,123	2,123	6,369,000
A種株式 (株)	—	637	—	—	—
純資産額 (千円)	3,282,991	5,369,192	5,095,060	5,903,263	7,237,120
総資産額 (千円)	5,505,824	6,736,137	6,418,211	7,218,316	9,224,874
1株当たり純資産額 (円)	1,617,237.14	2,301,133.08	799.98	926.87	1,136.30
1株当たり配当額					
普通株式 (円)	—	—	94,207.00	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
A種株式 (円)	—	1,000,000.00	500,000.00	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(500,000.00)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△666,965.23	79,060.71	83.76	146.21	210.78
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	59.6	79.7	79.4	81.8	78.5
自己資本利益率 (%)	—	18.4	13.8	16.9	20.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	37.5	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	1,828,841
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△33,698
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△918
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	7,144,459
従業員数 (人)	841	844	787	795	1,090
(外、平均臨時雇用者数)	(1,228)	(978)	(784)	(668)	(743)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、第11期、第12期及び第15期は関連会社はありますが、その損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため、第13期及び第14期は連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第13期、第14期及び第15期は潜在株式が存在していないため、第11期は当期純損失のため、第12期は潜在株式が存在するものの当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 第11期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
6. キャッシュ・フロー計算書に係る指標等については、第11期及び第12期はキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、第13期及び第14期は連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、記載しておりません。
7. 平成25年4月1日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割を行いました。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## 【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

### 【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成21年 9月	平成22年 9月	平成23年 9月	平成24年 9月	平成25年 9月
売上高 (千円)	7,690,337	9,179,863	11,283,675	16,327,000	19,646,258
経常利益 (千円)	390,255	798,515	1,130,307	1,752,399	1,749,049
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△411,524	321,497	6,411	947,273	949,542
包括利益 (千円)	—	—	68,389	984,021	1,115,514
純資産額 (千円)	3,554,746	3,761,693	3,374,835	4,224,194	4,822,278
総資産額 (千円)	5,517,597	7,020,286	7,761,738	9,667,010	12,688,974
1株当たり純資産額 (円)	95,410.90	102,152.74	163.23	204.04	225.87
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△11,094.69	9,091.09	0.32	47.91	47.40
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	8,697.58	0.30	44.38	41.26
自己資本比率 (%)	62.2	50.4	41.5	41.8	36.6
自己資本利益率 (%)	△10.9	9.2	0.2	26.1	20.4
株価収益率 (倍)	—	7.8	844.4	10.9	13.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,892,474	754,794	1,227,019	1,836,143	661,804
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△549,308	△916,060	△884,903	△894,164	△2,350,234
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△757,968	△45,926	386,234	△98,171	1,525,275
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,085,998	881,715	1,606,098	2,447,047	2,321,435
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	400 (415)	542 (535)	640 (535)	783 (605)	821 (661)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び株価収益率は、1株当たり当期純損失を計上しているため記載をしておりません。

3. 第13期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

第13期において1株につき300株及び1株につき2株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## (2) 対象者の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成21年 9月	平成22年 9月	平成23年 9月	平成24年 9月	平成25年 9月
売上高 (千円)	2,628,683	2,714,573	2,922,019	3,717,462	3,994,941
経常利益 (千円)	346,231	148,986	256,037	818,249	1,461,682
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△733,092	△15,831	△741,567	703,752	1,449,138
資本金 (千円)	4,162,065	2,162,065	2,162,065	2,200,225	1,554,165
発行済株式総数 (株)	57,851	57,851	57,851	19,812,800	20,951,600
純資産額 (千円)	3,805,972	3,605,134	2,628,579	3,181,269	4,219,914
総資産額 (千円)	4,532,657	4,331,123	4,191,206	4,946,714	8,018,640
1株当たり純資産額 (円)	104,508.93	101,826.36	128.17	154.83	203.54
1株当たり配当額(うち 1株当たり中間配当額) (円)	3,000 (1,500)	3,000 (1,500)	4,500 (1,500)	20 (10)	20 (10)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純 損失金額 (△) (円)	△19,764.18	△447.66	△36.57	35.60	72.33
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	32.97	62.77
自己資本比率 (%)	82.9	81.4	60.3	62.0	52.1
自己資本利益率 (%)	△17.3	△0.4	△29.3	25.2	34.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	14.7	9.1
配当性向 (%)	—	—	—	56.2	27.7
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	69 (4)	72 (4)	100 (11)	120 (13)	94 (15)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第10期、第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び株価収益率は、1株当たり当期純損失を計上しているため記載をしておりません。

3. 第13期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

第13期において1株につき300株及び1株につき2株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。